

Q & A

<規制対象物質、その範囲等について>

Q1: 規制対象が、「ニッケル化合物」のうち「ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。」となっているのはなぜですか？

A: 平成19年度に実施したリスク評価において、ニッケル化合物については、粉状の物の製造・取扱い作業においてのみ労働者に高濃度ばく露が認められたことから、「粉状の物」に限って規制することとしました。

また、ニッケルカルボニルは、常温で液体であること、有害性が他のニッケル化合物とは異なることから、特定化学物質の第2類物質として従来どおりの規制を行うこととしました。

なお、物質の形状に関わらず、「ニッケル及びその化合物」は、従来より文書(MSDS)交付対象物質です。このため、ニッケル(金属ニッケル)も粉状以外の形状のニッケル化合物も、一定の有害性を有しているので、労働安全衛生規則第576条、第577条、第593条、第594条等に基づく措置を講じる必要があります。

Q2: 規制対象が、「砒素及びその化合物」のうち「アルシン及び砒化ガリウムを除く。」となっているのはなぜですか？

A: 平成19年度に実施したリスク評価において、砒素及びその化合物については、アルシン及び砒化ガリウムの製造・取扱い作業では労働者のばく露が低く、これ以外の作業では労働者に高濃度ばく露が認められたことから、これら2物質を除外して規制を行うこととしました。

なお、アルシン及び砒化ガリウムも含め、「砒素及びその化合物」は、従来より文書(MSDS)交付対象物質です。このため、アルシン及び砒化ガリウムも、一定の有害性を有しているので、労働安全衛生規則第576条、第577条、第593条、第594条等に基づく措置を講じる必要があります。

Q3: ニッケル化合物に様々な粒子サイズのものが混ざっている場合の規制はどうなりますか？

A: (製剤に含まれている流体力学的粒子径が0.1mm以下のニッケル化合物の重量) ÷ (製剤全体の重量) が0.1%以上である場合には表示が必要です。また、1%を超える場合には特化則の規制がかかります。

製剤中に他の化学物質が混合している場合も同様です。

Q4: ニッケル化合物は「粉状の物に限る」となっていますが、粉状のニッケル化合物を水に溶かして溶液にした場合の規制はどうなりますか？

A: 粉状のニッケル化合物を水に溶かす作業は、特化則に基づき作業主任者の選任や発散抑制措置が必要です。また、溶かす作業が當時行われる場合には、作業環境測定や健康診断も必要です。ただし、溶液のみを取り扱う場合には、これらの措置は必要ありません。容器等への表示についても、溶液には不要です。

なお、一旦溶液にしたものを乾燥させて粉状のニッケル化合物をつくる場合には、水に溶かす場合と同様の規制がかかります。

Q5: ニッケル化合物は「粉状の物に限る」となっていますが、塊状のニッケル化合物を粉碎する場合の規制はどうなりますか？

A: 塊状のニッケル化合物を粉碎する場合には、特化則に基づき作業主任者の選任や発散抑制措置が必要です。また、粉碎する作業が當時行われる場合には、作業環境測定や健康診断も必要です。

さらに、粉碎後のニッケル化合物を譲渡・提供する場合には、容器等への表示も必要です。

Q6: 金属ニッケルを溶接・溶断したり、グラインダーで研磨する場合にヒューム(主成分は酸化ニッケル)が発生しますが、この場合の規制はどうなりますか？

A: 溶接・溶断作業や、研磨作業は、「ニッケル化合物を製造し、又は取り扱う作業」に該当しないため特化則に基づき作業主任者の選任は不要ですが、同則に基づく発散抑制措置が必要です。

また、発生したヒュームを清掃する作業等については、「ニッケル化合物を製造し、又は取り扱う作業」に該当するため作業主任者の選任も必要です。

Q7: 一般に鉱石には不純物として砒素化合物が少量(重量1%以下)含まれていますが、鉱石は特化則の規制対象外ですか？

A: 鉱石中の砒素化合物の含有量が重量1%以下の場合には、特化則の適用はありません。ただし、製錬において鉱石から砒素化合物を分離していく際に砒素化合物が1%を超える、特化則の適用があります。

なお、鉱石中の砒素化合物の含有量に関わらず、作業内容が「じん肺法」又は「粉じん障害防止規則」に規定する「粉じん作業」に該当する場合には、これらの法令の適用がありますので、注意してください。